事　務　連　絡
令和８年８月５日

都道府県　災害福祉支援ネットワーク担当課　御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁育成局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和８年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、令和８年７月 31 日付事務連絡「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保について必要な対応をお願いしたところです。

被災地の社会福祉施設等においては、職員自身も被災するなど厳しい状況にある中、地域の要援護者の受入れなども行われており人的な支援が必要となっている状況にあります。

こうした状況を受け、今般、熊本県から別添のとおり各都道府県あてに介護職員等の派遣について協力要請があったところです。

ついては、今後、被災地の派遣ニーズに基づき、必要に応じて、全国社会福祉協議会より順次、被災施設への介護職員等の派遣に係る協力依頼をさせていただきますので、各都道府県におかれましては、その場合はご協力をお願いしたい旨、あらかじめ管内の災害福祉支援ネットワーク構成団体等に対しまして周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、介護職員等の被災地への派遣調整については、厚生労働省が災害福祉支援ネットワーク中央センター事業を委託している、全国社会福祉協議会において行うこととしているため、別途、派遣可能な介護職員等の登録について、全国社会福祉協議会より、該当都道府県あてに依頼させていただくこととしておりますので、ご承知置きください。

また、職員の派遣にかかる経費については、基本的には令和８年７月 31 日付事務連絡「令和８年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」によりますが、詳細についてはおってお知らせいたします。

【派遣職員の登録依頼及び取りまとめ】

全国社会福祉協議会・災害福祉支援ネットワーク中央センター
（全国災害福祉支援センター施設応援担当）
℡:03-3581-4657
E-mail:shisetsu-haken@shakyo.or.jp

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係
（代表）　03-5253-1111（内線 2864）
（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）03-3595-2616
（FAX）　03-3591-9898

別添

令和８年８月５日

各都道府県知事　殿

熊 本 県 知 事　木 村 敬
（ 公 印 省 略 ）

令和８年熊本地震にかかる社会福祉施設等に対する
福祉関係職員の派遣について（依頼）

令和８年熊本地震の発生に伴い、熊本県の社会福祉施設等におきましては、職員自身も被災するなど厳しい状況にあり、人的な支援が必要となっていることから、都道府県からの福祉関係職員の派遣についてご協力をお願いいたします。

なお、職員の派遣にかかる費用は、熊本県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県におかれましては、熊本県へ災害救助法による求償を行っていただけますようよろしくお願いいたします。

（参考：令和8年7月31日付け厚生労働省及びこども家庭庁連名の事務連絡「令和８年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」）

（照会先）
熊本県健康福祉部
健康福祉政策課地域支え合い支援室　TEL 096-333-2819
長寿社会局高齢者支援課　TEL 096-333-2215
認知症施策・地域ケア推進課 TEL 096-333-2211
社会福祉課　TEL 096-333-2198
子ども・障がい福祉局子ども未来課　TEL 096-333-2227
子ども家庭福祉課　TEL 096-333-2228
障がい者支援課　TEL　096-333-2233